

別表 1 日常生活用具一覽表

※対象者区分について

者 = 障害者（18歳以上）、児 = 障害児（18歳未満）、難病 = 難病患者等

※基準額は消費税を含む金額

※性能欄の「障害者」の記載については、それぞれ対象者区分に応じて「障害児」および「難病患者等」と読替えるものとする。

【1. 介護・訓練支援用具】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者要件				性能	特記事項		その他	
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書		年齢要件	介護優先		複数
1	特殊寝台	者	154,000円	8年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	自力での寝返り、起き上がりが困難な者	△	18歳以上	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの。 (原則シングルサイズ)	○	-	※訓練用ベッドの併給不可
		難病			-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-					
2	特殊マット	者	50,000円	5年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害1級 体幹機能障害1級	自力での寝返り、起き上がりが困難な者	△	18歳以上	褥瘡（床ずれ）の防止又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもので、ビニール等の加工をしたもの。 (原則シングルサイズ)	○	-	※訓練用ベッドの併給不可
		児			下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上		△	3歳以上～ 18歳未満				
		療育手帳			知的障害A2またはA1	常時介護を要する者	○	-					
		難病			-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-					
3	特殊尿器	者・児	67,000円	5年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害1級 体幹機能障害1級	自力での寝返り、起き上がりが困難で、常時排泄に介護を要する者	○	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。	○	-	※紙おむつとの併給不可
		難病			-	自力で排尿できない難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-					
4	入浴担架	者・児	82,400円	5年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	入浴に家族等の介助を要する者	○	学齢児以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	-	-	
5	体位変換器	者・児	15,000円	5年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	下着交換等にあたって、家族等の介助を要する者	-	学齢児以上	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	○	-	
		難病			-	寝たきりの状態にある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-					
6	移動用リフト	者・児	159,000円	4年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	移動または移乗、もしくは立ち上がりが困難な者	△	学齢児以上	介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ※ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	○	-	
		難病			-	下肢または体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-					
7	訓練いす	児	50,000円	5年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	-	-	3歳～ 18歳未満	座位の保持を可能とする機能を有し、付属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等。	-	-	
8	訓練用ベッド	児	154,000円	8年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	自力での寝返りや起き上がりが困難な者	○	学齢児以上 ～18歳未満	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの。	-	-	※特殊寝台との併用不可
		難病	159,200円		-	下肢または体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。				

【2. 自立生活支援用具】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者要件				性能		特記事項		その他	
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書	年齢要件	介護優先	複数			
9	入浴補助用具	者・児	90,000円	8年	下肢・体幹	-	下肢または体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	-	3歳以上	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	○	○		
		難病			-	入浴に介助を要する難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	-	-						
10	便器	者・児	10,000円	8年	下肢・体幹	(下記のいずれかに該当) 下肢障害2級以上 体幹機能障害2級以上	-	-	学齢児以上	ポータブルトイレまたは補高便座（和式便器の上において腰掛式に変換する者又は洋式便器の上において高さを補うもの）で、障害者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	○	-	※紙おむつの併給不可 ※特殊便器との併給不可	
		難病			-	常時介護を要する難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-						
11	特殊便器 (洗浄乾燥機能付便座)	者・児	151,200円	8年	肢体不自由 知的障害	(下記のいずれかに該当) 上肢障害2級以上 知的障害A2またはA1	排便後の処理が困難な者	-	学齢児以上	温水温風を出し得るもので、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	※紙おむつの併給不可 ※便器との併給不可	
		難病			-	上肢機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-						
12	歩行補助つえ (T字・棒状つえ)	者・児	木材	2,200円	3年	平衡機能 下肢 体幹	(下記のいずれかに該当) 平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害	-	-	障害者が容易に使用し得るもの 付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。	-	-		
			軽金属	3,000円										
13	移動・移乗支援用具	者・児	60,000円	8年	平衡機能 下肢 体幹	(下記のいずれかに該当) 平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害	家庭内の移動等において介助を必要とする者	△	3歳以上	障害者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ等。 ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	○	○		
		難病			-	下肢が不自由な難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-						
14	頭部保護帽	者・児	オーダー（プラスチック有）	36,750円	3年	肢体不自由	(下記のいずれかに該当) 平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害	脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒等により頭部を強打する危険性がある者	△	-	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	○	-	※耐用年数内の再給付については、以下の条件にすべて該当した場合のみ可能とする。 ①12歳以下 ②成長に伴うサイズ変更であること ③医師の意見書により再給付が必要であることが認められるもの。
			オーダー（プラスチック無）	15,200円										
			レディ（プラスチック有）	29,400円		知的障害 精神障害	(下記のいずれかに該当) 知的障害 精神障害	てんかんの発作や自傷行為等により、頻繁に頭部を強打する危険性がある者						
			レディ（プラスチック無）	12,160円										
15	火災警報器	者・児	15,500円	8年	身体障害 知的障害 精神障害	(下記のいずれかに該当) 身体障害2級以上 知的障害A2またはA1 精神障害1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難な独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	-	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	-	-		
16	自動消火器	者・児	28,700円	8年	身体障害 知的障害 精神障害	(下記のいずれかに該当) 身体障害2級以上 知的障害A2またはA1 精神障害1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難な独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	-	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ	
		難病			-	火災発生の感知及び避難が著しく困難であり、かつ独居またはこれに準ずる世帯【備考1】の難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○	-						
17	電磁調理器	者・児	41,000円	6年	視覚障害	視覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	中学生以上	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ	
18	歩行時間延長信号機用 小型送信機	者・児	7,000円	10年	視覚	視覚障害2級以上	-	-	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-		
19	視覚障害者用 秤	者・児	触読式	4,000円	6年	視覚	視覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	中学生以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ
			音声式	25,200円										
20	携帯型歩行支援装置	者・児	126,000円	6年	視覚	視覚障害2級以上	-	-	学齢児以上	視覚に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る。	-	-		
21	屋内信号装置	者・児	87,400円	10年	聴覚	聴覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者で、日常生活上必要と認められる世帯	-	学齢児以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	-	○	※原則、世帯に1つ	

【3. 在宅療養等支援用具】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者要件					性能	特記事項		その他	
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書	年齢要件		介護優先	複数		
22	透析液加温器	者・児	51,500円	5年	腎臓	腎臓機能障害3級以上	人工透析（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）または自動腹膜透析法（APD））を必要とする者	△	-	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	-	-		
23	ネブライザー（吸入器）	者・児	36,000円	5年	呼吸器 喉頭摘出 肢体不自由	(下記のいずれかに該当) 呼吸器機能障害3級以上 喉頭摘出による音声機能 障害3級以上 肢体不自由※	※③については、医師の意見書により以下が確認できる者 ・寝たきり状態である ・嚥下障害がある ・自己喀痰が困難である ・誤嚥性肺炎予防のため、常時痰吸引が必要である ・痰が硬いため、吸入器で痰を柔らかくしてから吸引する必要 がある	△	-	障害者または介護者が容易に使用し得るもの。	-	-		
		難病			難病	-	呼吸機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○						
24	電気式たん吸引器	者・児	56,400円	5年	呼吸器 喉頭摘出 肢体不自由	(下記のいずれかに該当) 呼吸器機能障害3級以上 喉頭摘出による音声機能 障害3級以上 肢体不自由※	※③については、医師の意見書により以下が確認できる者 ・寝たきり状態である ・嚥下障害がある ・自己喀痰が困難である ・誤嚥性肺炎予防のため、常時痰吸引が必要である	△	-	障害者または介護者が容易に使用し得るもの。	-	-	※ネブライザーとたん吸引器の機能が併用したものは、たん吸引器の基準額。	
		難病			難病	-	呼吸機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○						
25	動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメーター)	者・児	50,000円	5年	呼吸器 身体障害者	(下記のいずれかに該当) ・呼吸器機能障害3級以上 ・心臓機能障害3級以上 ・上記と同程度の身体障害	医療保険における在宅酸素療法または人工呼吸器の装着が必要であり、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	-	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得る携帯帯のもの。	-	-		
		難病			難病	-	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○						
26	酸素ボンベ運搬車	者・児	17,000円	10年	呼吸器	呼吸器機能障害3級以上	医療保険における在宅酸素療法を行う者	-	-	障害者または介護者が容易に使用し得るもの。	-	-	※酸素ボンベは対象外	
27	音声式体温計	者・児	9,000円	5年	視覚	視覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	学齢見以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ	
28	視覚障害者用 体重計	者・児	18,000円	5年	視覚	視覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	学齢見以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ	
29	音声式血圧計	者・児	13,200円	5年	視覚	視覚障害2級以上	独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者	-	学齢見以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	※原則、世帯に1つ	
30	携帯用会話補助装置	者・児	98,800円	5年	音声機能 言語機能 肢体不自由	(下記のいずれかに該当) 音声機能障害 言語機能障害 肢体不自由	発声・発語に著しい障害を有する者	-	学齢見以上	①携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。または ②携帯端末用アプリケーションソフトで、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-		
31	情報・通信支援用具	者・児	100,000円	5年	上肢 視覚	(下記のいずれかに該当) 上肢機能障害2級以上 視覚障害2級以上	-	-	学齢見以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。	-	○		
32	点字ディスプレイ	者・児	383,500円	6年	視覚	視覚障害2級以上	日常的に点字を使用している者	-	学齢見以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。	-	-		
33	点字器	者・児	標準型（32㍻18行両 面書具鋸板製）	10,400円	標準型	視覚	視覚障害者	-	-	学齢見以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。（付属品として、点筆を含む。）	-	-	
			標準型（32㍻18行両 面書ガラスブック製）	6,600円										
			携帯用（32㍻4行片面 書具にニューム製）	7,200円	携帯型									
			携帯用（32㍻12行片面 書ガラスブック製）	1,650円										
34	点字タイプライター	者・児	63,100円	5年	視覚	視覚障害2級以上	日常的に点字を使用している者	-	学齢見以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-		

【3. 在宅療養等支援用具】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者要件				性能		特記事項		その他
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書	年齢要件	介護優先	複数		
35	視覚障害者用ポータブルレコーダー	者・児	録音再生機 85,000円	6年	視覚	視覚障害2級以上	-	-	学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	
			再生専用機 48,000円										
36	視覚障害者用情報認識読上げ装置	者・児	99,800円	6年	視覚	視覚障害2級以上	色等の情報を読み取る装置については、独居の者またはこれに準ずる世帯【備考1】の者に限る。	-	学齢児以上	音声コードや日本銀行券、色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。（視覚障害者向け音声変換ソフトを含む。）	-	-	
37	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	者・児	59,800円	6年	視覚	視覚（視力）障害1級	-	-	学齢児以上	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。	-	-	
38	視覚障害者用読書器	者・児	204,000円	8年	視覚	視覚障害者	本装置により文字等を読むことが可能になる者	-	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。または、撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。 ただし、上記以外の性能を有する電化製品を加工した機器は除く。	-	-	
39	視覚障害者用時計	者・児	触読 10,300円	10年	視覚	視覚障害2級以上	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	-	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	○	
			音声 13,300円										
40	聴覚障害者用通信装置（ファックス）	者・児	71,000円	5年	聴覚	（下記のいずれかに該当） 聴覚障害者 発生・発語に著しい障害を有する者	コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として、この用具が必要と認められる者 ※テレビ電話については、聴覚障害2級の者に限る。	-	学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字や画像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	-	-	※原則、世帯に1つ
41	聴覚障害者用情報受信装置	者・児	88,900円	6年	聴覚	聴覚障害者	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	-	学齢児以上	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用しうるもの。	-	-	
42	人工喉頭	者・児	笛式 5,000円	笛式 4年	音声機能	音声機能障害者	喉頭を摘出した者	△	-	（笛式）呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピコル等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。（付属品として、気管カニューレを含む。） （電動式）顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	-	-	*人工喉頭の笛式で気管カニューレ付きの場合は3,100円増し。電動式の価格には電池又は充電器を含む。
			電動式 70,100円	電動式 5年									
43	点字図書	者・児	別途要綱定め	-	視覚	視覚障害者	主に、情報の入手を点字により行っている視覚障害者	-	学齢児以上	点字により作成された図書及び点字新聞。	-	-	年間6タイトル、または24巻を限度とする。（点字新聞は、年間購読を1タイトル、1巻として給付可能）

【4. 排泄管理支援用具】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者要件					性能	特記事項		その他
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書	年齢要件		介護優先	回数	
44	ストマ用装具	者・児	蓄便袋（月額） 8,600円 蓄尿袋（月額） 11,300円	継続給付	ぼうこう・直腸	-	ぼうこう機能障害者、直腸機能障害者又は小腸機能障害者でストマを造設した者	△	-	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ワエハー等）及び洗腸用具。	-	○	ストマが複数箇所になる場合、原則意見書が必要 ※原則、紙おむつとの併給不可
45	紙おむつ	者・児	月額 12,000円	継続給付	排尿・排便 両下肢・体幹		次の（1）～（4）のいずれかに該当することが医師により認められる者。 （1）ストマの着しい変形もしくはストマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストマ用装具を装着できない者 （2）先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿または排便機能障害のある者 （3）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 （4）脳原性運動機能障害で以下のすべてに該当する者 ①疾病等の発生時期が概ね3歳未満であったもの ②両下肢または体幹機能障害2級以上 ③排泄の状況が下記を満たすもの。 ア. 自力でトイレに行けない イ. 自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に座ることができない ウ. 介助による定時排泄ができない ④排泄コントロールができないため、常におむつを使用している必要がある。	○	3歳以上 65歳未満	紙おむつ（テープタイプ、パンツタイプ、フラットタイプ）尿取りパッド ※おしりふきやパウダーなど、衛生用品は対象外。	○	-	※ストマ用装具を使用することができない者に限る。 ※他制度のおむつ給付事業との併給不可。 ※便器、特殊便器、特殊尿器、収尿器との併給不可 ＊排泄コントロールができない状態とは、概ね以下のいずれかのような状態であることとする。 ・排泄の意思伝達ができない ・排泄の意思伝達できるが、トイレまで我慢できない ・尿意便意の自覚がない
		難病			難病	難病患者等で以下のすべてに該当する者であって、この用具が必要であることが医師により認められた者 ①疾病等の発生時期が概ね3歳未満であったもの ②両下肢または体幹機能障害のあるもの ③排泄の状況が下記を満たすもの。 ア. 自力でトイレに行けない イ. 自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に座ることができない ウ. 介助による定時排泄ができない ④排泄コントロールができないため、常におむつを使用している必要がある。	○	3歳以上					
46	洗腸用具	者・児	月額 2,000円	継続給付	排尿・排便 両下肢・体幹		紙おむつの対象要件に該当する障害者のうち、紙おむつとは別に、洗腸用具が必要であることが医師により認められる者	○	3歳以上 65歳未満	洗腸排便のための用具	-	-	※ストマ用装具との併給不可
		難病			難病	紙おむつの対象要件に該当する難病患者のうち、紙おむつとは別に、洗腸用具が必要であることが医師により認められる者	○	3歳以上					
47	収尿器	者・児	月額 12,000円	継続給付	排尿機能		高度の排尿機能障害者であって、収尿器が必要であることが医師により認められる者	○	-	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの。	-	-	

【5. 住宅改修費】

項番	種目	対象者区分	基準額	耐用年数	対象者				性能	特記事項		その他	
					障害区分	等級・程度	身体状態	意見書		年齢要件	介護優先		複数
48	居宅生活動作補助用具	者・児	200,000円	-	下肢・体幹	(いずれかに該当) ・下肢障害3級以上 ・体幹機能障害3級以上	(1) 下肢または体幹機能障害3級以上 (2) 特殊便器への取替えについては、以下の①、②いずれかに該当し、排便後の処理が困難である者。 ① 上肢障害2級以上の身体障害者 ② 知的障害重度または最重度である者	△	学齢児以上 65歳未満	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものうち、次に掲げるもの ① 手すりの取り付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取換え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	○	-	別途要綱定め ※原則1回のみ ※以下に該当する場合は、給付対象外 ・新築または増築工事において増築家屋に併せて実施する場合 ・老朽化に伴う改修（リフォーム）の場合 ・設置工事のみの場合
		難病			-	下肢または体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが医師により認められた者	○						

【備考】

1	「独居に準ずる世帯の者」とは	次のいずれかに該当する世帯に属する者 ①本人を除く、世帯員全員が、ア～ウのいずれかに該当する者 ア.学齢児以下 イ.75歳以上 ウ.希望する種目の対象者欄に記載されている障害状況と同程度の障害を持つ者 ②障害者本人が、週5日において日中8時間以上単身となる者（日中とは、午前8時から午後5時までの時間帯をいう）
2	意見書欄に「○」が付されている欄について	当該要件を満たすことを、本要綱に定める「日常生活用具給付意見書」により確認できること。
	意見書欄に「△」が付されている欄について	当該要件を満たすことを、医師の証明により確認できること。
3	特記事項の複数欄に「○」が付されている欄について	使用用途が異なる商品に限り、基準額内において複数給付が可能なもの。※同一商品、性能や使用用途が同一のものについては対象外。
4	学齢児以上とは	小学校就学年齢以上のことをいう。（学齢児童…学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。）
5	「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害」の取扱い	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。